

告示

埼玉県告示第千二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、七郷北部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	福島 章	埼玉県比企郡嵐山町大字吉田二百六十六番地